

1. 「代表」のとらえ方
 - 「全体代表」説と「委任代表」説
 - 地方自治体（市町村）を単位とした選挙区の設定
 - 公職選挙法第15条をどう解釈するか

2. 「一票の格差」解消方法
 - 国政選挙の選挙区割り…最高裁判決の「変化」
 - 都道府県議会の選挙区割りに対する裁判所の判断
 - 人口以外の「格差」是正方法？
 - 議員一人当たり人口の「最大値」と「最小値」だけを比べる？
 - ルーズモア・ハーンビー指標に基づく三重県議会選挙区定数の検討

3. 地方議員の選挙制度…「責任」をどう考えるか
 - Lijphart のいう「多数主義型民主主義 (majoritarian democracy)」と「コンセンサス型民主主義 (consensus democracy)」
 - 小選挙区制（選挙区定数=1）と多数主義型民主主義
 - コンセンサス型民主主義に近い中選挙区制（選挙区定数が2以上）
 - 選挙区定数と有効政党数 ($N=1/\sum p_i^2$)
 - 議会における「開放性」と「効率性」

4. その他
 - 政治に左右される選挙区定数条例

公職選挙法第15条（下線引用者）

第一五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

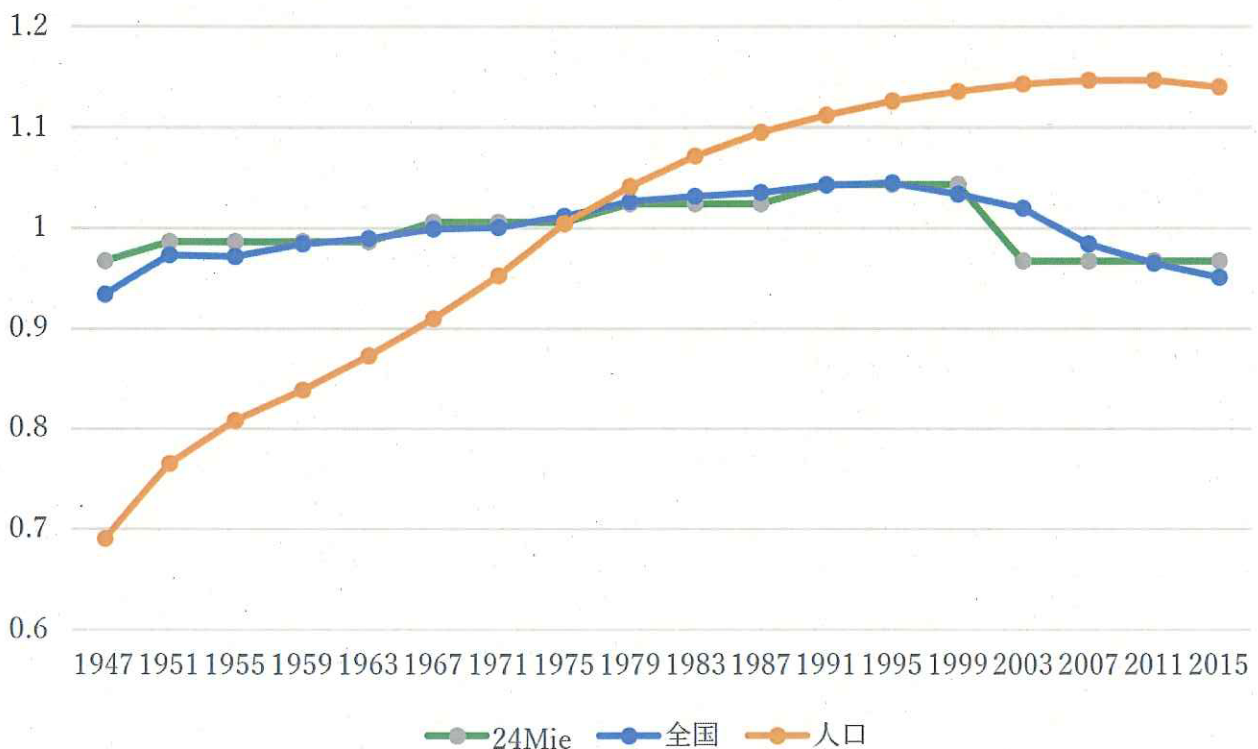
4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

図表1 都道府県議会議員定数の全国的傾向と三重県議会（辻陽作成）

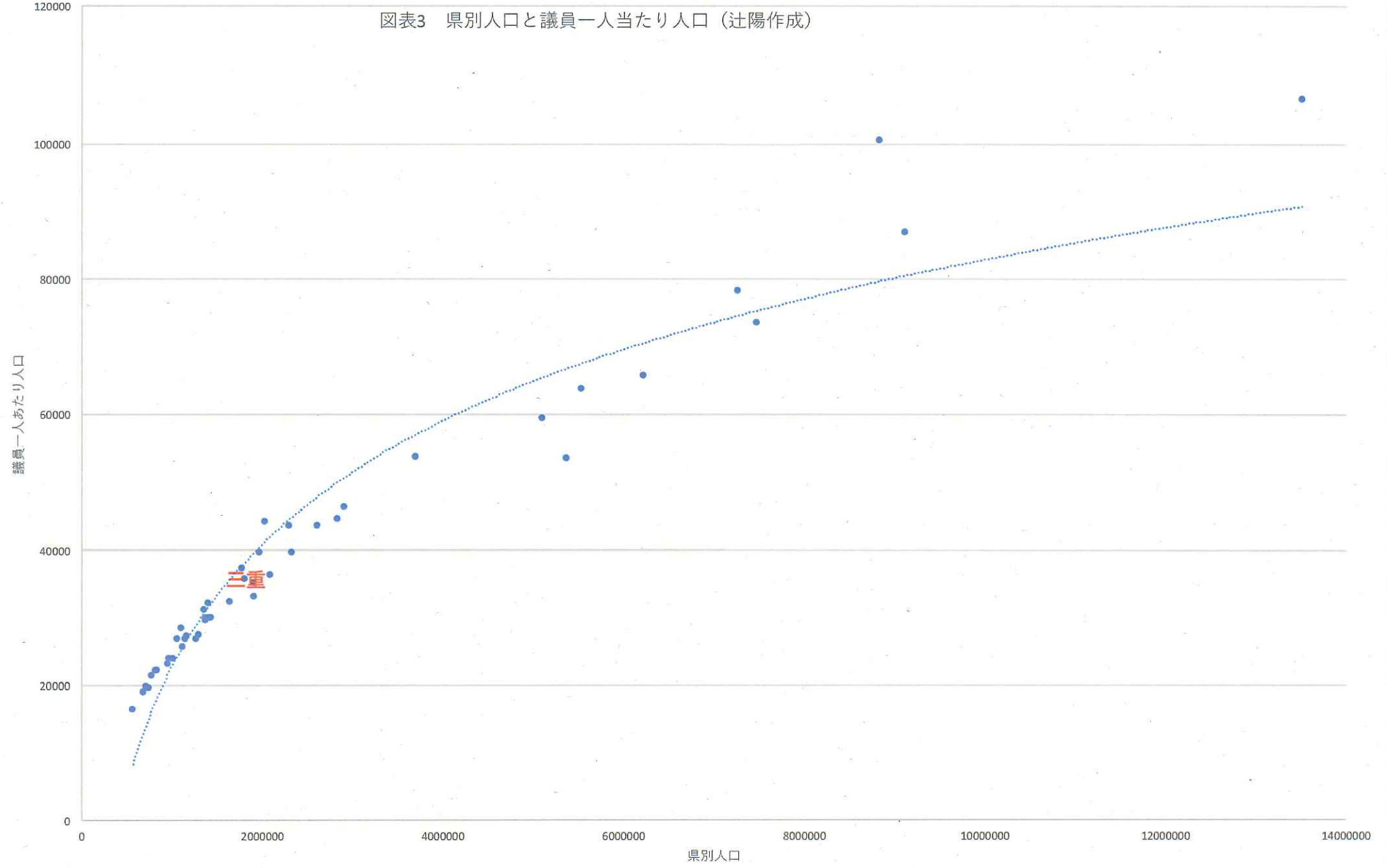


図表2 三重県議会議員選挙区割りとLH指数 (辻陽作成)

	2015人口	人口割合 (p _i)	現行定数	定数割合 (s _i)	差の絶対値
津市	279,886	15.4%	7	13.7%	0.017
四日市市	311,031	17.1%	7	13.7%	0.034
伊勢市	127,817	7.0%	4	7.8%	0.008
松阪市	163,863	9.0%	4	7.8%	0.012
桑名市・桑名郡	146,660	8.1%	4	7.8%	0.002
鈴鹿市	196,403	10.8%	4	7.8%	0.030
名張市	78,795	4.3%	2	3.9%	0.004
尾鷲市・北牟婁郡	34,347	1.9%	2	3.9%	0.020
亀山市	50,254	2.8%	1	2.0%	0.008
鳥羽市	19,448	1.1%	1	2.0%	0.009
志摩市	50,341	2.8%	2	3.9%	0.011
熊野市・南牟婁郡	37,270	2.1%	2	3.9%	0.019
いなべ市・員弁郡	71,159	3.9%	2	3.9%	0.000
伊賀市	90,581	5.0%	3	5.9%	0.009
三重郡	65,522	3.6%	2	3.9%	0.003
多気郡	47,021	2.6%	2	3.9%	0.013
度会郡	45,467	2.5%	2	3.9%	0.014
計	1,815,865		51		0.214
				LH Index =	0.107
	2015人口	人口割合 (p _i)	現行定数	定数割合 (s _i)	差の絶対値
津市	279,886	15.4%	7	13.7%	0.017
四日市市	311,031	17.1%	7	13.7%	0.034
伊勢市	127,817	7.0%	3	5.9%	0.012
松阪市	163,863	9.0%	4	7.8%	0.012
桑名市・桑名郡	146,660	8.1%	4	7.8%	0.002
鈴鹿市	196,403	10.8%	4	7.8%	0.030
名張市	78,795	4.3%	2	3.9%	0.004
尾鷲市・北牟婁郡	34,347	1.9%	1	2.0%	0.001
亀山市	50,254	2.8%	1	2.0%	0.008
鳥羽市・志摩市	69,789	3.8%	2	3.9%	0.001
熊野市・南牟婁郡	37,270	2.1%	1	2.0%	0.001
いなべ市・員弁郡	71,159	3.9%	2	3.9%	0.000
伊賀市	90,581	5.0%	3	5.9%	0.009
三重郡	65,522	3.6%	2	3.9%	0.003
多気郡	47,021	2.6%	1	2.0%	0.006
度会郡	45,467	2.5%	1	2.0%	0.005
計	1,815,865		45		0.145
				LH Index =	0.072

$$LH\ Index = 0.5 \sum |s_i - p_i|$$

図表3 県別人口と議員一人あたり人口（辻陽作成）



図表4 県別人口と議員一人あたり人口（対数值，辻陽作成）

